

封印取付け受託者準則

昭和45年12月28日

青陸登第794号

改正 昭和48年12月17日 青陸登第544号

昭和51年 3月31日 青陸登第 76号

昭和53年 6月13日 青陸登第190号

昭和56年 4月25日 青陸登第214号

昭和57年 5月12日 青陸登第250号

昭和60年 3月26日 青陸登第102号

平成 7年 6月23日 青陸登第139号

平成 8年 9月11日 青陸登第194号

平成10年 2月 9日 青陸登第 21号

平成11年 7月21日 青陸登第195号

平成14年 6月28日 青陸登第123号

平成18年10月 6日 青運登第211号

平成20年11月 4日 青運登第469号

平成27年 1月 8日 青運登第132号

平成27年 5月28日 青運登第 22号

平成28年 2月22日 青運登第126号

平成29年 3月31日 青運登第176号

平成30年 8月31日 青運登第 73号

令和 3年12月24日 青運登第 82号

令和 6年 7月23日 青運登第 39号

(適用)

第1条 受託者は、道路運送車両法及び同法施行規則の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。

(定義)

第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受託者 封印取付け委託を受けた者
- (2) 甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者
- (3) 乙種受託者 完成検査終了証(以下「完検証」という。)のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付けの委託を受けた者
 - ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合

- イ その販売する自動車(販売用中古自動車を含む。)について、当該自動車の提示に代えて自動車予備検査証(以下「予備検証」という。)、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証(以下「保安基準適合証等という。’)の提出により新規登録を受ける場合
 - ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号)第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)
 - エ 車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。’)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。’)の規定による封印の取付けが必要な場合
 - オ 「自動車OSSによる変更登録申請時の車検証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第221号)」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
- (4) 丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体(以下「団体」という。’)であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者
- ア その構成員の販売する自動車(新車及び販売用中古自動車)について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
 - イ 変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車に登録番号が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号)第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)
 - ウ 車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。’)の規定による封印の取付けが必要な場合
 - エ 「自動車OSSによる変更登録申請時の車検証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第221号)」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
- (5) 丁種受託者 行政書士法(昭和26年2月22日法律第4号)第15条に規定される行政書士会(以下「行政書士会」という。’)であって、所属会員である行政書士(自動車登録業務に十分精通した者)が自動車ユーザーや自動車販売店等から登録手続きや施封依頼を受けた自動車について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者
- ア 当該自動車の提示に代えて完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
 - イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号)第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)
 - ウ 車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。’)又は第4項若しくは第6項の規定による封印の取付けが必要な場合
 - エ 「自動車OSSによる変更登録申請時の車検証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第221号)」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
- (6) 封印の前渡し 予め一定量の封印を受託者に交付すること
- (7) 有償受託者 第14条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者

(封印受払い簿等)

第3条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印取付け事業場毎に封印受払い簿(第1号様式、第2号様式(管轄区域外分))を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。

- 2 封印受払い簿への記録は、封印取付け事業場毎に受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。
- 3 受託者は、封印取付け事業場毎に封印取付け簿（甲種受託者にあつては第3号様式、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者にあつては第4号様式）を備え、封印を取付けた自動車等を明らかにしなければならない。
- 4 車両法第11条第2項又は第4項若しくは第6項（乙種受託者・丙種受託者・丁種受託者は管轄区域内に限る。）の規定による再封印の取付けは、自動車登録番号標の封印取付け依頼書（第4-2号様式（以下「依頼書」という。））を受託者が受理することにより行うこととする。
- 5 封印受払い簿及び封印取付け簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。

（封印の保管）

第4条 受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

（打損した封印等）

第5条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を青森運輸支局長又は八戸自動車検査登録事務所長（以下「運輸支局長等」という。）に返納しなければならない。

（封印の紛失）

第6条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を運輸支局長等に報告しなければならない。

（封印取付け届出書）

第7条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際運輸支局長等に封印取付け届出書（第5号様式）2通を提出しなければならない。

（営業所等一覧及び封印取付け担当者名簿の備え付け）

第8条 乙種受託者は、封印の取付けを行う店舗（以下、「営業所等」という。）を設けた場合、封印取付け担当者及び営業所等一覧（第6号様式）を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。

- 2 営業所等を新たに設置又は変更若しくは廃止する場合は、営業所設置届出書（第6-2号様式）を事前に運輸支局長等に提出しなければならない。

（出張封印確認書）

第9条 出張封印により、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納しようとする受託者は、登録申請または交換申請時等に出張封印確認書（第7号様式）を運輸支局長等に原則2通提出しなければならない。

（封印取付け報告書）

第10条 封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前月の封印取付け状況に関し、運輸支局長等に封印取付け報告書（第8号様式）を提出しなければならない。

- 2 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印取付け簿の写しを添付しなければならない。

- 3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、第1項の封印取付け報告書を提出するときは、依頼書を添付しなければならない。

(変更届)

第11条 受託者は、封印取付け責任者又は道路運送車両法施行規則第12条第1項の申請書に記載した事項に変更があったとき(事業場の位置に変更があったときを除く。)は、すみやかにその旨を運輸支局長等に届け出なければならない。

(手数料額)

第12条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。

(手数料の支払)

第13条 手数料は、甲種受託者の場合には、運輸支局又は自動車検査登録事務所の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

(手数料の請求)

第14条 受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までにを行った封印の取付けについて運輸支局長等に手数料を請求することができる。

- 2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。
- 3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長等が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。

(無償受託)

第15条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。

附 則

この準則は公示の日から施行し、昭和46年1月1日から適用する。

附 則 (昭和48年12月17日青陸登第544号)

この準則の一部改正は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則 (昭和51年 3月31日青陸登第 76号)

この準則の一部改正は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年 6月13日青陸登第190号)

この準則の一部改正は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年 4月25日青陸登第214号)

この準則の一部改正は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年 5月12日青陸登第250号)

この準則の一部改正は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年 3月26日青陸登第120号)

この準則の一部改正は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成 7年 6月23日青陸登第139号)

この準則の一部改正は、平成7年7月1日から施行する。

附 則 (平成 8年 9月11日青陸登第194号)

この準則の一部改正は、平成8年9月15日から施行する。

附 則 (平成10年 2月 9日青陸登第 21号)

この準則の一部改正は、平成10年3月1日から施行する。

附 則 (平成11年 7月21日青陸登第195号)

この準則の一部改正は、平成11年8月1日から施行する。

附 則 (平成14年 6月28日青陸登第123号)

この準則の一部改正は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年10月 6日青運登第211号)

この準則の一部改正は、平成18年11月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月 4日青運登第469号)

この準則の一部改正は、平成20年11月4日から施行する。

附 則 (平成27年 1月 8日青運登第132号)

この準則の一部改正は、平成27年1月8日から施行する。

附 則 (平成27年 5月28日青運登第 22号)

この準則の一部改正は、平成27年5月28日から施行する。

附 則 (平成28年 2月22日青運登第126号)

この準則の一部改正は、平成28年2月22日から施行する。

附 則 (平成29年 3月31日青運登第176号)

この準則の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年 8月31日青運登第 73号)

この準則の一部改正は、平成30年9月1日から施行する。

附 則 (令和 3年12月24日青運登第 82号)

この準則の一部改正は、令和4年1月4日から施行する。

附 則 (令和 6年 7月23日青運登第 39号)

この準則の一部改正は、令和6年7月23日から施行する。